

いのちとくらしをまもる  
防災減災令和 2 年 7 月 1 日  
大臣官房官庁営繕部  
計画課

## 災害に強い官公庁施設づくりガイドラインを策定 ～官庁営繕の防災に係る技術基準、ソフト対策、事例等をパッケージ化～

国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等が官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、官庁営繕の防災に係る技術基準やソフト対策、事例などをパッケージ化したガイドラインを策定しました。

### ■ ガイドラインについて

近年の自然災害の激甚化、頻発化により、官公庁施設が被災した事例も見受けられています。水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど国民や地域住民にとって重要な役割を担っている官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要であり、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等が官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう策定したものです。

今後、来年度上半期を目処に中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドラインとして策定するよう調整を進める予定です。

### ■ ガイドラインの構成

- ① はじめに
- ② 施設の位置の選定
- ③ 施設整備上の対策
- ④ 施設運用管理上の対策
- ⑤ 災害発生時の営繕部局の役割
- ⑥ 附録（主な整備事例、参考資料（公共建築相談窓口、参考資料 URL））

### ■ 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（リンク先、添付資料をご覧ください）

[https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen02\\_hh\\_000204.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen02_hh_000204.html)

－お問い合わせ先－

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

電話：(03)5253-8111 橋本、岩瀬（内線 23222、23225）

直通：(03)5253-8234

FAX：(03)5253-1542

# 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

**課題** 近年の自然災害の激甚化、頻発化により、官公庁施設が被災した事例も見受けられる。水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、日常生活に密接に関係する行政機能の場であり、災害時において災害応急対策活動の拠点となるなど国民や地域住民にとって重要な役割を担っている官公庁施設は、災害に強いものとしていくことが必要。

**対応** 官公庁施設の防災機能の確保を検討する際の参考となるよう、官庁営繕の防災に係る技術基準やソフト対策、事例などをパッケージ化したガイドライン（※）を作成し、国、地方公共団体の営繕部局、施設管理部局の担当者等で活用。  
（※） R2夏を目処に作成、公表、R3春を目処に中央省庁、都道府県・政令市共通のガイドラインとすることを調整

## 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン

<b>ガイドラインの構成</b>
はじめに
施設の位置の選定
施設整備上の対策
施設運用管理上の対策
災害発生時の営繕部局の役割
附録（整備事例、URL一覧など）



**施設整備上の対策の例**  
官庁施設における津波対策  
地域防災倉庫との合築 ▶



**施設管理上の対策の例**  
津波避難ビルに指定された庁舎での避難訓練 ▶



**災害発生時の営繕部局の役割の例**  
官庁施設の被災状況調査 ▶